

議案第 4 1 号	平成 2 7 年度水稲共済事業無事戻しについて
農 業 振 興 課	平成 2 4 年度から平成 2 6 年度までに引き受けた水稲共済事業における無事戻しを実施するため、三田市農業共済条例第 3 6 条の規定により、議会の議決を求めるもの。 * 対象者 1 5 0 人                      * 無事戻し額 1 5 6 , 6 9 6 円

【 概 要 】

三田市農業共済条例（昭和 47 年三田市条例第 13 号）第 36 条の規定に基づく無事戻し金支払対象者（平成 24 年度から平成 26 年度までの農作物（水稲）共済継続加入者）に対し、下記のとおり無事戻しを実施するもの。

- 1 無事戻しをする共済目的 水 稲
- 2 無事戻し対象年度 平成 24 年度から平成 26 年度まで
- 3 無事戻し対象者 150 名
- 4 無事戻し金額 ※ 1 156,696 円

財源内訳

(1) 市が負担する額（特別積立金）※ 2 117,522 円

(2) 兵庫県農業共済組合連合会へ請求する額 ※ 2 39,174 円

ただし、(2)の金額が減額されたときは、減ぜられた額を限度として特別積立金の範囲内で(1)を増額する。

※ 1 無事戻しの内容

平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 ヶ年の掛金の 1/2 を限度として無事戻しをする

控除額      ○ 共済金の支払額 平成 24 年から平成 26 年の 3 ヶ年  
                    ○ 無事戻し金            平成 25 年から平成 26 年の 2 ヶ年

※ 2 農業災害補償法に基づく要綱によりあらかじめ定められた負担の責任割合（市：75%、県連合会：25%）による

5 無事戻し実施時期 平成 27 年度中予定

6 根拠法令・規定

農業災害補償法第 102 条

農業災害補償法施行規則第 24 条第 1 項

三田市農業共済条例第 36 条